

# 「社会に開かれた教育課程」と特別活動

——新しい学習指導要領に基づく特別活動の在り方とその指導法について——

島 田 喜 行

## はじめに

本論の目的は、新しい学習指導要領の重要キーワードである「社会に開かれた教育課程」の実現という観点から、これからの特別活動の在り方とその指導法について検討することである。

学習指導要領の改訂に伴い、とくに、特別活動の指導法に関して、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点が示された。これら三つの視点と、新しい学習指導要領のキーワードである「社会に開かれた教育課程」は、いったいどのように交わるのか。そして、この問いから見えてくる、新しい学習指導要領に基づく学校教育における特別活動の在り方とその役割とは何か。これが本論の主導的問いである。

考察の手続きは、次の通りである。まず、文部科学省『中学校学習指導要領（平成二九年告示）解説 総則編 平成二九年七月』に基づいて、本論の前提となる問題の確認を行う（Ⅰ）。そして、問題を確認した上で、「社会に開かれた教育課程」における特別活動に関する考察を開始する。その際、議論を明確にするために、特別活動の位置付け

についての考えの一例を示し、その後で、『学習指導要領解説 特別活動編』を手引にして、特別活動という学びをいつそう明確にする。次に、特別活動に固有の見方・考え方が、学校を卒業して、社会に出て、大人として生活するときにも重要な働きをすると見える根拠は何か、という問いに答えることで、「社会に開かれた教育課程」における特別活動の在り方とその役割を明らかにする(2)。最後に、これまでの考察をふまえて、特別活動の一つである「奉仕的行事」としてのボランティア活動の検討を手がかりにして、新しい学習指導要領に基づく特別活動を担う教員の指導とはどのようなものかという問いに対して一つの答えを与えてみたい(3)。

### 1. 本論の前提となる問題の確認

文部科学省は、二〇一七年三月三十一日に学校教育法施行規則の一部改正とともに小学校及び中学校学習指導要領の改訂を行った。さらに、翌年二〇一八年三月三〇日には、学校教育法施行規則の一部改正とともに高等学校学習指導要領も改訂された。これらの改訂を受け、小学校、中学校、高等学校で実施される学校教育のよりよい在り方について、今日、様々なレベルで議論がなされている。小学校、中学校、高等学校という違いを超えて、これからの学校教育について考えるために、新しい学習指導要領で示されたキーワードが「社会に開かれた教育課程」である。

「社会に開かれた教育課程」とは何か。それは、各学校において、子供たちが必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしつつ、学校が社会(家庭と地域)と連携・協働しながら、その実現を図っていく教育課程のことである。では、このような教育課程の実現を目指す際に、最初に求められることは何か。それは、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」ということを、学校と社会が共有す

ることである。これからの学校教育とその活動の中核を担う教育課程に関して、子供たちの教育に様々な仕方でも携わる私たち全員——学校・家庭・地域の人々——が最初に共有・確認するべきもの、これこそ、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念に立脚した「社会に開かれた教育課程」に他ならない<sup>(1)</sup>。

しかし、なぜ、この理念を、これからの学校教育の最も基本的なものとして、私たちは、最初に共有・確認しなければならぬのだろうか。この問いに答えるための手がかりは、『総則編』「第1章 総説」にある。

学習指導要領改訂の経緯と基本方針及びその要点をまとめた「総説」には、日本の現状と予想とともに、未来社会を担う子供たちへの期待が端的に示されている。まず、日本の現状と予想として、さらなる生産年齢人口の減少、進展するグローバル化と技術革新による社会構造や雇用環境の変化によって、日本が今後ますます「厳しい挑戦の時代」、「予測が困難な時代」を迎えるであろう、ということが述べられている。そして、このような現状と予想に基づいて、未来社会を担う子供たちへの期待として、「一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくこと」が挙げられている（『総則編』一頁参照）。

では、このような日本の現状分析と未来予想、そして、子供たちへの期待を前にして、新しい学習指導要領に基づく学校教育は、何を目標に掲げるのだろうか。この問いに関して、『総説』では、次の三つの力の育成が明示されている。

第一に、「子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく」ための力を育成すること、第二に、「様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして」、子供たちが新たな価値を創造していくための力を育成すること、そして、第三に、社会や生活環境の複雑で急速な変化に対して「主体的に

関わり、感性を豊かに働かせながら、「よりよい社会と幸福な人生」を実現するという私たち人間の目的に向かって、子供たちが自ら前進していくための力を育成することである（『総則編』一—三頁参照）。

しかし、これからの学校教育が目指すべきこれら三つの力の育成は、今や、学校だけで達成することが極めて困難になっている。というのも、社会や生活環境の変化に呼応して、教育をめぐる子供たちを取り巻く環境も変化したことによって、学校を抱える様々な教育的課題も「複雑化・困難化」し、これまでと同じような「学校の工夫だけ」では、こうした課題に十全に対応することができなくなっているからである（『総則編』一頁参照）。

ここまで述べてきたことをふまえることで、上述の問い——なぜ、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るといふ理念を、これからの学校教育の最も基本的なものとして、私たちは、最初に共有・確認しなければならぬのだろうか、という問い——に対して、次の二つの答えを与えることができる。それは、第一に、社会の急速な変化のために、これまでどおりの学校の在り方では対処することが難しくなった様々な教育的課題に対して、家庭と地域がそれぞれの立場から学校と連携・協働することによって、よりいっそう適切な解決策を導き出すことが求められているからである。そして、第二に、家庭と地域がそれぞれの立場から学校を抱える教育的課題の解決のために尽力していく中で、学校と家庭と地域との間に、いっそう豊かで強力な連携・協働関係が形成されることになり、その結果、学校を中心に行われる子供たちへの三つの力の育成に関しても、家庭と地域のそれぞれの立場から好ましい教育的効果もたらされることが期待できるからである、と<sup>(2)</sup>。

このように、新しい学習指導要領で示された「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念に立脚した「社会に開かれた教育課程」の実現及びこれからの学校教育が目指すべき三つの力の育成には、これまで以上に、学校と社会とのつながりが、いっそう正確に言えば、学校と家庭と地域による連携・協働が重要になると考えら

れる。では、社会とのつながりや家庭と地域との連携・協働を重視するこれからの学校において、特別活動という学びには、いったいどのような在り方と役割が求められるのだろうか。以上が、本論の前提となる問題である。

## 2. 「社会に開かれた教育課程」における特別活動の在り方とその役割

前節1. の最後で示した問題について考えていくために、新しい学習指導要領に基づく学校教育における特別活動の位置付けについて考えてみたい。

私たちは、学校教育の中に特別活動をどのように位置付ければよいのか、また、その役割をどのように捉えるべきなのか。この問いに対して答えることは、簡単ではないし、その答えも一様ではない。そこで、先行研究から答えの一例を挙げてみたい。

藤田晃之は、二〇一六年の中央教育審議会「答申」に依拠しつつ、特別活動を、「すべての教育活動の基盤としての役割を果たすと言っても過言ではなからう」と述べ、その重要性を主張する。この主張の根拠は、集団活動を通じて行われる特別活動が、様々な人々との体験活動や行事を通じて、協働性や異質なもの認め合う土壌を育み、子供たちが集団として機能するための基盤を創り出すという役割を担っているからだ、というものである。これは、言い換えれば、特別活動によって育まれる資質・能力が、子供たちが「社会に出た後の様々な集団や人間関係の中で生かされ」、子供たち「一人一人の人生を支える」ものとなる、ということである。さらに、彼は、特別活動が子供たちの人生にとって重要な役割を担うものであるにも関わらず、「免許状がないこと等から専門性という点で軽く見られがち」であることを問題視し、「特別活動に関する指導力」を、「本来、小・中・高等学校の全ての教員に求められる

最も基本的な専門性の一つ」とみなすべきだ、と指摘している<sup>(3)</sup>。

私見によれば、この藤田による学校教育における特別活動の位置付けと役割及びそこから導き出された教員に求められる特別活動に関する指導力についての簡潔な主張は、妥当なものと思われる。そこで、この藤田の考えを出発点として、『学習指導要領解説 特別活動編』を手引にして、特別活動の在り方とその役割について、さらに詳しく検討していきたい<sup>(4)</sup>。

特別活動とは、どのような学びか。それは、小学校では、「学級活動、児童会活動、クラブ活動及び学校行事」から、中学校では、「学級活動、生徒会活動、学校行事」から、そして、高等学校では、「ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事」から構成される活動のことである。小・中・高等学校の特別活動はどれも、「それぞれ構成の異なる集団での活動を通して、児童（生徒）が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動」と定義されている。この定義のポイントは、「それぞれ構成の異なる集団での活動」だ、ということである。特別活動は、「様々な構成の集団から学校生活を捉え、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体」のことである。この活動は、集団の目的、集団を構成する子供たちの年齢、人数や興味・関心等に応じて、異なる「生活集団」や「学習集団」を構築した上で、その集団での活動を通じて、子供たちに「協働性や異質なものを認め合う土壌」や「集団への所属感、連帯感」を育み、さらにそこから、独自の「学校文化の醸成」や「特色ある教育活動の展開を可能」にすることを、その狙いとしている（『小・解説』五一―六頁、『中・解説』五一―六頁、『高・解説』六頁参照）。

では、この狙いにおいて、特別活動での学びを通じて、子供たちへの育成を目指すものは何か。それは、「特別活動の特質」である「集団や社会の形成者としての見方・考え方」である。特別活動の特質とは、第一に、この活動が

「課題を見いだし解決に向けて取り組む」「実践的な学習」であることであり、第二に、子供たちが「各教科（・科目）」等で学んだことを実際の生活において総合的に活用して実践することである。また、集団や社会の形成者としての見方・考え方は、子供たちが「各教科（・科目）」等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けること<sup>⑤</sup>である。この特別活動を通じて育成が目指される見方・考え方は、単に学校の中での生活だけでなく、「社会に出て生活していくに当たっても」、さらに、「大人になって生活していくに当たっても重要な働きをする」ものである（『小・解説』一三頁、『中・解説』一三頁、『高・解説』一三頁参照）。

今述べたことに関して、注意しなければならない二つのことがある。一つ目の注意点は、学校教育全体における特別活動の在り方（その役割と指導上の留意点）について考えるために、『学習指導要領解説 特別活動編』において提示された三つの視点を考慮しなければならない、ということである。そして、二つ目の注意点は、この特別活動に固有の見方・考え方が、学校を卒業して、社会に出て、大人として生活するときにも重要な働きをすると見える根拠は何か、ということである。順番に確認していこう。

まず、一つ目の注意点について、特別活動という学びの在り方に関して、その目標（狙い）や内容を整理し、子供たちへの育成を目指す資質・能力や指導上の留意点をいっそう明確にするために、新しい学習指導要領の『解説』では、三つの視点が提示された。それが「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三視点である。

人間関係形成とは、「集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成するという視点」のことである（『小・解説』一二頁、『中・解説』一二頁、『高・解説』一二頁）。では、この視点を意識したときに教員に求められること（指導上の留意点）は何か。それは、集団を作っている子供たちの中に、年齢、性別、考え方・感じ方、

興味・関心や意見等に起因する様々な違いがあることを、子供たち一人一人がしっかりと受け止め、認め合うことができるようになるための工夫を行うことである。そこで、教員には、その違いを受け止め、理解した上で、違いを互いのよさとして生かすような他者との関わり方を、よりよい人間関係として、子供たちが自ら形成していくための指導を心掛けることが求められる。

社会参画とは、「よりよい学級・学校生活（ホームルームや学校生活）づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする視点」のことである（『小・解説』一二頁、『中・解説』一二頁、『高・解説』一二頁）。では、この視点を意識したときに教員に求められることは何か。それは、集団の中で、誰一人取り残されることなく、すべての子供たちが、それぞれの仕方、自発的に集団に働きかけ、関わることができるようになるための工夫を行うことである。言うまでもなく、子供たちは、「他者と取り換えることのできない一人一人の人間がもつ個性」<sup>6)</sup>という意味で、個性的な存在者である。それゆえ、他者や集団に対して、自発的に働きかけることが苦手だ、という個性をもった子供もいるだろう。そこで、教員には、そのような子供が自発性を発揮しやすくなるための指導を心掛けることが求められる。

最後に、自己実現とは、「集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点」<sup>7)</sup>のことである。（『小・解説』一三頁、『中・解説』一三頁、『高・解説』一二頁）。では、この視点を意識したときに教員に求められることは何か。それは、子供たちが集団の中で活動する際に、自分とは異なる様々な他者と多様な仕方、これまで気付かなかった自分自身の長所や短所、興味・関心や可能性等を学び知り、自己の在り方について考え、自己の生き方を設計していく力を身に付けることができるようになるための工夫を行うことである。そこで、教員には、子供たちが集団の中で特定の他者としか交流していない、というような事態が生じないようにす



るための指導を心掛けることが求められる。

ここで、教員による「指導」の意味について、改めて確認しておきたい。『学習指導要領解説 特別活動編』には、「指導」の意味をめぐる次のような記述がある。

なお、本解説においては、特別活動の場面における教師から生徒への適切な働きかけを全て「指導」と表現するが、その中には、単に教師が望ましいと考える方向へと導こうとする（狭い意味での「指導」）だけでなく、生徒自らが成長しようとしていたり、生徒同士で互いに成長し合おうとしていたりすることを尊重し、それを促す（「援助」）ことの、両方の側面から関わっていく必要がある（『中・解説』二六頁、『高・解説』二四頁。なお、『小・解説』に該当する記述はない）。

文としての読みにくさがあるものの、教員による「導き（狭義の指導）」と「促し（援助）」という二つの側面から特別活動の「（広義の）指導」を捉えようとする指摘は、注目に値する。この指摘をふまえ、上述の三つの視点を意識したときに教員に求められることに關しても、教員の望みや考えを重視する「導き」と子供たち自身の気付きや成長を尊重する「促し」という二側面から、指導上の留意点を精査していかなければならない。

では、二つ目の注意点に移ろう。特別活動に固有の見方・考え方が、学校を卒業して、社会に出て、大人として生活するときにも重要な働きをするとと言える根拠は、いったい何か。

それは、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を共有することで、強固に連携・協働した学校と家庭と地域を基盤にして展開される多様な特別活動での学びを通じて、互いの違いを認め、それをよさとして生か

そうとするよりよい人間関係から成る集団の一員として存在することの大事さ、他者に対して自発的に働きかけることができる自立した個人から成る集団の一員として存在することの大事さ、そしてまた、互いに、自己の在り方・生き方について熟考するための新たなきっかけを与え合える同志から成る集団の一員として存在することの大事さを、子供たち一人一人が、実践的に学び知ることができるところである。特別活動での学びを通じて、これら三つの大事さに気付いた子供たちは、自らの考えや意見を主張できないほどにまで埋没してしまうような集団に帰属することをよしとするような人間にはならない。子供たちは、よりよい社会を創り出すために、主体的に望ましい集団の構築を目指し、多様な他者と適切に役割を分担し、協力し合う生き方を選択する大人になる。これが、三つの視点を考慮して展開される、「社会に開かれた教育課程」における特別活動の在り方とその役割である。

### 3. 新しい学習指導要領に基づく特別活動の指導法について

——「奉仕的行事」としてのボランティア活動の検討を手がかりにして——

前節2. では、「社会に開かれた教育課程」における特別活動の在り方とその役割を、指導上の留意点にも言及しながら明らかにした。そこで、本節では、特別活動の一つである「奉仕的行事」としてのボランティア活動を検討することを通じて、新しい学習指導要領に基づく特別活動の指導法について、具体的に考察していきたい。

『解説』によれば、特別活動には、それ固有の「方法原理」がある。その原理とは何か。それは、『なすことによつて学ぶ』ことである（『小・解説』六頁、『中・解説』六頁、『高・解説』六頁）。では、なぜ、これが原理になるのか。それは、第一に、「特別活動のいずれの活動も、児童（生徒）が自主的、実践的に取り組むことを特質として

いる」からであり、第二に、「特別活動の目標や内容」において示された、子供たちへの育成が目指される「資質・能力は、自主的、実践的な学習（活動）を通して初めて身に付くもの」だからである（『小・解説』一五頁、『中・解説』一五頁、『高・解説』一四頁）。

この特別活動の方法原理に関して、とくに、特別活動の指導法との関連で、注意しなければならないことがある。それは、「この『なすこと』によって学ぶ」が『体験あつて学びなし』と曲解されないように留意すべき」だ、ということである（『高・解説』一四—一五頁）。この注意の主眼は、次の通りである。すなわち、特別活動は、例えば、学級活動や児童（生徒）会活動、文化的行事や体育的行事等の「体験的な活動」という学びの経験（機会）を、単に子供たちに用意すればそれでよい、というものではない。それだけではなく、教員は、それぞれの体験的な活動に関して、例えば、その活動の意義は何か、その活動を行うために必要となることは何か、その経験が人間の在り方・生き方にとってどのような意味をもつのか等について、子供たちがしっかりと考えることができるようになるために、活動の事前や事後に、適切な指導も行わなければならないのだ、と（『小・解説』一一九—一二〇頁、『中・解説』九五頁、『高・解説』八八—八九頁）。

では、「なすこと」によって学ぶ」ために用意された体験的な活動が、「体験あつて学びなし」という活動へと凋落することがないようにするために、教員は、何に留意し、どのような指導を行えばよいのだろうか。

### 3. 1. ボランティア活動という経験——その規定と現実との乖離——

論者はかつて、同志社大学での演習授業（二〇二〇年度後期「人文演習（2）」）において、小学校から高等学校までの間に、学校行事として、ボランティア活動を経験したことがあるか、と学生に質問した。この質問に対して、多

くの者が、経験した、と答えた。具体的には、近隣のゴミ拾い、小学生の子供たちが楽しみしている運動会を実施するためのテント設営の手伝い、さらには、老人ホームでの高齢者とのふれあい交流体験といった経験であった。

『ランダムハウス英和大辞典 第二版』によれば、英語の「ボランティア volunteer」の語源は、ラテン語「voluntas 自発、意向」である<sup>(7)</sup>。名詞の「volunteer」が「志願者、有志」を意味することをふまえれば、「ボランティア活動」は、己れの意志決定（自分自身の決断）に基づき自発的な活動と規定できる。だが、この規定に反して、学校行事としてのボランティア活動は、己れの意志ではなく、教員や親といった他者の意志や思惑によって強制される、いわば、他発的なものである場合も多い。このことは、先述の演習授業で答えてくれた、ある学生の次の言葉の中に、端的に表われている。「私は、高校生のときに、テント設営のボランティアをさせられた」と。

### 3. 2. 「奉仕的行事」としてのボランティア活動

小学校、中学校及び高等学校の「学習指導要領 特別活動」の記述によれば、特別活動の一つである「奉仕的行事」としてのボランティア活動は、社会の中で、他者と「共に助け合って生きることの喜びを体得」するとともに、そのことを通じて、子供たちに「社会奉仕の精神を養う」ための活動である<sup>(8)</sup>。それゆえ、たとえ他者から強制された他発的な活動であったとしても、それを通じて、いやいやながら参加した子供たちの中の一人でも、誰かと共に助け合って生きることの喜びを感じ、社会に奉仕することの大事さに気付くことができたのであれば、その活動を、特別活動におけるボランティア活動と呼ぶことはできるだろう。しかし、これで本当によいのだろうか。いや、そうではあるまい。では、このような事態に対して、何をすることが、特別活動を担う教員による適切な指導になるのだろうか。

この問いへの答えはこうだ。他者と共に助け合って生きるとはどういうことか、社会に奉仕するとはどういうことかについて考えるためのヒントを提示することで、子供たちが、学びを生み出さなかった体験（「体験あつて学びなし」となってしまったボランティア活動という経験）と、もう一度、向き合うように導き、自らその体験の意味（ボランティアとは何か）を捉え直そうとするように促すことである、と<sup>9)</sup>。

3. 3. 共に助け合って生きるということ、社会に奉仕するということ——カントとともに——

では、具体的に、どのような仕方でもヒントを提示すればよいのだろうか。それは、教員一人一人が自分自身に問い尋ねるしかない。子供たちにとって、教員が最も適切だと判断したヒントを、子供たちに対して、教員が自信をもって説明することができるヒントを提示することが肝要である。このように主張する理由を、論者自身の実例を示すことで示したい。

論者はかつて、同志社女子大学での哲学に関する講義（二〇二一年度前期「哲学A」において、共に助け合って生きることや社会に奉仕することを中核とするボランティア活動について、学生自身が考え、その意味を捉え直すためのヒントとして、カント（Immanuel Kant）の次の言葉を提示した。

あなたの人格と誰であれ、他の全ての人格の内にある人間性を、いついかなるときも、同時に目的として扱い、けっして単に手段としてのみ扱わないように行なわれよ！（A IV, 429）。

論者は、まず、この言葉が、私たちが個人としてやりたいことではなく、人間としてやるべきこと——カントはこ

れを「義務」と表現する——は何かという問いに対する一つの答えである、と説明した。その後で、ボランティア活動の意味について考えるために必要な限りで、カントの道徳哲学の勘所を掴むことを目指して、以下のような説明をくわえた。

「人格」とは、一人一人具体的な仕方、この世界の中で生きている人間のことである。そして、この「人格」の対概念が「物件」である。「物件」とは、この世界の中に存在する様々なモノ（道具）のことである。どんな者であれ、人格の内には人間性が存在する。反対に、どんなモノであれ、物件の内には人間性は存在しない。私たちは、日常生活において、きわめて多様多彩な存在者と出会う。私たちは、様々な存在者と出くわしたとき、本当に一瞬で、その存在者が人間なのか、モノなのかを区別することができる。この私たちの瞬間的な区別を可能にしているものが「人間性」である。では、この「人間性」とその対概念である「物件性」との決定的な違いは何か。それほど難しいことではない。みなさんもよく分かっているはずだ。人格（私たち人間）が、誰一人として取り替えがきかない存在者であるのに対して、物件（モノや道具）は、基本的に取り替えることができる存在者である、ということ。これさえ押さえれば、先の問いに答えられる。すなわち、人間性とは、絶対的な代替不可能性（交換不可能という存在者の在り方）のことであるのに対して、物件性とは、相対的な代替可能性（交換可能という存在者の在り方）のことである、と。

ここでもう一度、先のカントの言葉をみてみよう。「目的」と「手段」という用語が気になるだろうか。もしそう感じたのなら、この引用が、正確に言えば、「人間性」の扱い方について述べているのだが、「人間性」の扱い方だけでなく、その「人間性」をもつ人格（人間）の扱い方についても同時に述べていると考えてみよう。これでどうだろう。カントは、人間がやるべきこととして——言い換えれば、道徳的に善いこととして——、私たちに對して、どの

ように行為せよと命じているのだろうか。

「他人を自分の幸福を実現するための手段にするな!」、「人間をモノ扱い、道具扱いするな!」。たしかに、ありそうな答えである。しかし、この答えは間違っている。なぜか。その理由は、私たちの日常生活を振り返ってみれば、直ちに理解される。私たちは、普通に、至極当たり前のように、日々、他人をモノ扱い、道具扱いしているし、他人からモノ扱い、道具扱いされている。カントは、私たち人間が他人を自分の幸福のための手段として扱ったり、他人からそのように扱われたりしながら生きていることを十分に認識していた。だから、彼が単純に、「他人を自分の幸福を実現するための手段にするな!」と、言うはずはない。では、カントの言葉をどのように理解すればよいか。その答えはこうだ。あなたが日常生活において普通にやっている、他人を自分の幸福を実現させるための手段として扱っているまさにそのとき、あなたは、その他人があなたの幸福の実現のために今、ここに存在しているなどと、絶対に勘違いしてはいけない。あなたが日常生活において普通にやっている、誰かをモノ扱い、道具扱いしているまさにそのとき、あなたは、その誰かが代替不可能な存在者であるということを絶対に忘れてはいけない。なぜなら、この誤解と忘却が、目の前の人間を人間とみなさないと、という根源的な過ちであり、最も無礼な振る舞いだからである、と<sup>30)</sup>。

この一連の説明が、何人かの学生にとって、自分自身のこれまでの在り方や人間としての生き方を捉え直すヒントとなった。ここでは、二人の学生による授業コメントを紹介したい。

私は小学生の頃から最近まで、ずっとノート・プリント・課題を見せて欲しいと色んな人に言われてきました。それがどうしても嫌で、でも断ることが悪いことのように感じて何年も引きずっていた思いにやっと自分で納得

できる答えが見つかりました。哲学がこのように、自分の悩みと繋がった瞬間でした。

今までの学生生活のなかで、自分が誰かの代わりとして都合良く使われているように感じて嫌な気持ちになったことがあったけど、それは手段として代替可能なものとして扱われているように感じたからかもしれないと思つて、すごく腑に落ちました。

この二人の学生を含め、何人かの学生は、論者が提示したカントの言葉とその説明をヒントにして、自分自身の在り方や人間の生き方を捉え直しただけではない。さらに、これをきっかけとして、共に助け合つて生きることや社会に奉仕することを中核とするボランティア活動の意味について、自ら考え、捉え直すための新たな可能性も模索し始めた。いつそう正確に言えば、私たち人間だけが、自らの意志で、やるべきことという意識に基づいて、誰かの幸福を実現するための手段（道具）として、自分自身を他者に差し出すという行為を選択することができるといふ可能性をもつことに気付き、この気付きから、ボランティア活動について考え、その意味を捉え直す道を歩み始めたのである。

しかし、ここで十分に注意しなければならないことがある。どんなモノであれ、すべての物件に、自らを他者の幸福のために差し出す行為の選択ができないの言うまでもない。だが、どんな者であれ、すべての人間に与えられているのは、こうした行為を選択することができるという可能性にすぎないということを見逃してはいけない。本当に残念なことに、不幸に喘ぎ苦しみ、力を貸して欲しいと望んでいる人は、この世界の中に数え切れないほど存在する。私たちはそのことに気付いている。気付いてはいるけれども、そのような人に対して、実際に、いつでもどこで



も、一切の例外なしに、己れの身を差し出すことは容易ではない。だからこそ、私たちは、特別活動を通じて、子供たちへの育成を目指す資質・能力が、「自主的、実践的な活動を通して初めて身に付くもの」であるということに留意していなければならない。

以上、論者の実例を挙げて理由を示したように、ある体験や「体験あつて学びなし」となってしまった活動の経験について、別の観点から、もう一度考え、その体験や経験の意味を捉え直すための新たな可能性を、子供たち自身が模索するようになるために導き、促すこと、これこそが、新しい学習指導要領に基づく特別活動を担う教員の適切な指導に他ならない。

## おわりに

本論は、小学校、中学校及び高等学校の『学習指導要領解説 特別活動編』を手引にして、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、家庭と地域との連携・協働を重視するこれからの学校における特別活動という学びに求められる在り方とその役割とは何か、という問いに対して一つの答えを与えた。さらに、特別活動の一つである「奉仕的行事」としてのボランティア活動の検討を手がかりにして、新しい学習指導要領に基づく特別活動を担う教員に求められる指導とは何か、という問いに対しても一つの答えを与えた。しかし、本論では、『学習指導要領解説 特別活動編』の全てを考察の組上に載せることができなかつた。この意味で、ここで与えた答えは、なお多くの検討の余地を残したものである。今後の課題としたい。

- (1) 注  
 文部科学省『中学校学習指導要領（平成二九年告示）解説 総則編 平成二九年七月』東山書房、二〇一八年、六頁参照。  
 以下、本書を『総則編』と略記し、引用は、その直後に当該頁数をアラビア数字で明示する。なお、より正確な説明と考察を行うためには、中学校のみならず、小学校と高等学校の『学習指導要領解説 総則編』も合わせて使用すべきであるが、紙幅の都合上、本論では割愛する。
- (2)  
 こうした学校と家庭と地域による連携・協働関係は、「チームとしての学校」と表現される。「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念に立脚したこれからの学校教育の在り方を端的に示しているこの表現の前身、とくに、「連携」と「協働」の意味内容に関しては、例えば、文部科学省『中学校学習指導要領（平成二九年告示）解説 総合的な学習の時間編 平成二九年七月』東山書房、二〇一八年、一二五—一二六、一四〇—一四一頁を参照のこと。
- (3)  
 藤田晃之「第12章 特別活動の指導法」横須賀薫監修、渋谷治美・他編著『概説 教職課程コアカリキュラム』ジダイ社、二〇一八年、一〇八頁参照。
- (4)  
 以下で使用するものは、文部科学省『小学校学習指導要領（平成二九年告示）解説 特別活動編 平成二九年七月』東洋館出版社、二〇一八年、『中学校学習指導要領（平成二九年告示）解説 特別活動編 平成二九年七月』東山書房、二〇一八年、『高等学校学習指導要領（平成三〇年告示）解説 特別活動編 平成三〇年七月』東京書籍、二〇一九年の三冊である。以下、この三冊をそれぞれ『小・解説』、『中・解説』、『高・解説』と略記し、引用は、その直後に当該頁数をアラビア数字で明示する。
- (5)  
 この集団や社会の形成者としての見方・考え方は、例えば、子供たちが「社会生活におけるルールやマナーについて考え、日常生活や自己の在り方を主体的に改善しようとしたり、将来を思い描き、自分にふさわしい生き方や職業を主体的に考え、選択しようとしたりすることができる」ようになるための「勤労観・職業観」を育成するものとして機能する（『中・解説』六〇頁参照。なお、これとほぼ同じ内容の記述が『高・解説』五六頁にもある）。さらにまた、子供たちが「生涯にわたって、多様な文化芸術に親しむとともに」、「伝統文化の継承や新たな文化の創造に寄与しようとする態度」を養うものとしても機能する（『中・解説』九七頁、『高・解説』九〇—九一頁参照。なお、これと関連する記述が『小・解説』一二二—一二三頁にある）。
- (6)  
 文部科学省『中学校学習指導要領（平成二九年告示）解説 特別の教科 道徳編 平成二九年七月』教育出版、二〇一八

- 年、三〇〇頁。
- (7) 小学館ランダムハウス英和大辞典第二版編集委員会編『ランダムハウス英和大辞典 第二版』小学館、一九九四年、三〇四三頁。
- (8) 中学校と高等学校における特別活動の一つである「生徒会活動」としてのボランティア活動については、ここでは扱わない。
- (9) 論者は、本論の課題の一つである特別活動の指導法を考察するための重要な視座を、庭田茂吉による次の論考からえた。「十 テクノロジー・ナルシズム・不安の身体」及び「補遺」現代社会の誕生、あるいは新しい貧困について——ベンヤミン「経験の貧困」のために——(庭田茂吉『日常の中の哲学』萌書房、二〇一八年、一八七—二三〇頁)、「近代社会から現代社会へ、あるいは三つの貧困について」エンゲルス、ベンヤミン、ステイグレール——シンポジウム提題の歴史的背景とその周辺——(Societas Philosophiae Doshisha 編『同志社哲學年報』第四十四号、Societas Philosophiae Doshisha、二〇二一年、五—二二頁)。
- (10) 論者は、このカント理解と新島襄の言葉「一人一人は大切なり」との密接な繋がりを、工藤和男(同志社大学名誉教授)から学んだ。

文献一覧

【主要テクニスト】

- Kant, I., *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, Felix meiner, Ph.D. 519, 1999.
- 文部科学省『中学校学習指導要領(平成二九年告示)』解説 総則編 平成二九年七月 東山書房、二〇一八年
- 『小学校学習指導要領(平成二九年告示)』解説 特別活動編 平成二九年七月 東洋館出版社、二〇一八年
- 『中学校学習指導要領(平成二九年告示)』解説 特別活動編 平成二九年七月 東山書房、二〇一八年
- 『高等学校学習指導要領(平成三〇年告示)』解説 特別活動編 平成三〇年七月 東京書籍、二〇一九年
- 『中学校学習指導要領(平成二九年告示)』解説 特別の教科 道徳編 平成二九年七月 教育出版、二〇一八年

【関連文献】

- 石川文康『良心論——その哲学的試み——』名古屋大学出版会、二〇〇一年
- 庭田茂吉『日常の中の哲学』萌書房、二〇一八年
- ブレイデイみかこ『ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー』新潮社、二〇一九年
- 横須賀薫監修、渋谷治美・他編著『概説 教職課程コアカリキュラム』ジダイ社、二〇一八年